

総 説

# 指定規則と高等教育行政指針から 変化の時代に求められる看護学士課程における 基礎看護技術教育を考える

Considering Basic Nursing Skills Education in  
Baccalaureate Nursing Programs in an Era of Change,  
Based on Designation Regulations and  
Administrative Guidelines for Higher Education

谷川千佳子 片川俊太郎 泉澤真紀 並川聖子

Chikako TANIKAWA, Shuntaro KATAGAWA, Maki IZUMISAWA  
and Satoko NAMIKAWA

旭川市立大学保健福祉学部保健看護学科

## 要 旨

本稿では本学における変化の時代に求められる看護学士課程基礎看護技術教授活動指針の検討を目的に、看護学士教育に関わる高等教育行政の施策と関係諸機関の提言を概観した。文部科学省「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」からは、学生には教員から「教わる」のではなく自ら「学ぶ」姿勢が求められること、教員には学生が主体的に学び取ることのできる教育臨床への変容が要請されていることを確認した。看護学士教育の特質は、クリティカルシンキング力、創造的思考力の醸成、研究や臨床で求められる科学的探究のできる人材の育成と情報収集力、対人関係形成力及び看護職者としての高い倫理観の涵養、職業アイデンティティ確立の促進にあり、所属組織・地域の特徴を反映した教授活動が求められる。それには教員個々の経験主義的な教育手法や先行研究からのエビデンスのみを強調した教育からの脱却が欠かせない。と同時に何をすれば「学ばせた」ことになるのか常に再考し、「覚える学習」を「わかる学び」へ、「わかる学び」からさらに「できる学び」への転換を推進する方策を考え続ける必要がある。これらの課題の明確化は教学マネジメントを通じて、これまでどのように教育実践のための組織を編成してきたか、教育方法や内容は要請に応じられるものであるか、いかに発展させられるか等の視座から自律的にカリキュラムを自己点検することによって導くことができよう。

## はじめに

(谷川千佳子)

わが国では人口及び疾病構造の変化や療養の場の多様化等を踏まえ、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されている。その中で看護職者には患者の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。本稿では本学における変化の時代に求められる看護学士課程基礎看護技術教授活動指針の検討を目的に、看護学士教育に関わる高等教育行政の施策と関係諸機関の提言を概観する。

## 1. 社会状況の変化に対応した教育の必要性

(谷川千佳子)

### 1) 看護基礎教育カリキュラム改正の背景：厚生労働省

2019年、厚生労働省は看護職員をとりまく状況の変化及び現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について、現行の養成課程の枠組みを維持しつつ、具体的な検討<sup>1)</sup>を行っている。教育内容等の見直しのポイントには以下7点がある。①総単位数を97単位から102単位に充実。②情報通信技術（ICT）活用の基礎的能力やコミュニケーション能力強化の充実。③臨床判断能力や倫理的判断等に必要な基礎的能力を強化する解

剖生理学等内容の充実。④対象や療養の場の多様化に対応できるよう「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」への名称変更と内容の充実。⑤養成所の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定できるよう臨地実習の単位数を設定。⑥実習前後の講義や演習、振り返り等を積極的に活用し、学生が主体的に学ぶことができる教育方法の推進。⑦療養の場の多様化等を勘案した多様な実習施設における実習の推進を図るための一部要件の緩和。

## 2) 大学改革の動向：文部科学省

文部科学省による大学改革が2012(平成24)年に実行され、大学教育の質的転換が始まっている。主として2016(平成28)年「三つのポリシーの策定と運用に関するガイドライン」、2018年(平成30)年「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」、2021(令和3)年「教学マネジメント指針」があり、これらを概観する。

### (1) 2016(平成28)年「三つのポリシーの策定と運用に関するガイドライン」

中央教育審議会は学校教育法施行規則の改正により、「卒業認定・学位授与の方針(Diploma Policy, DP)」、「教育課程編成・実施の方針(Curriculum Policy, CP)」、「入学者受け入れの方針(Admission Policy, AP)」(以下、「三つのポリシー」)を、一貫性あるものとして策定し公表することを全ての大学(短期大学・高等専門学校も準ずる)に義務づけた<sup>2)</sup>。これらを全ての教職員が共通理解し、連携して質の高い教育に取り組むことを重要としている。その実践には次への留意を求めている。①組織開発(Faculty Development, FD)と職員教育開発(Staff Development, SD)の充実、②教員の教育活動に関する評価の充実とその結果の処遇等への反映、③教学マネジメントに関わる専門的職員の職務の確立・育成・配置、④ティーチング・アシスタント(TA)等の教育支援スタッフの充実。

### (2) 2018(平成30)年「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

我が国の高等教育の将来構想について「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(以下、「グランドデザイン」)が総合的に検討された<sup>3)</sup>。第1章「2040年の展望と高等教育が目指すべき姿—学修者本位の教育への転換」をはじめとする全7章で構成されている。第1章の冒頭で「必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿」を掲げ、以下2項を示している。ひとつは「予測不可能な時代を生きる人物像」である。「普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付け、

「時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材」の育成を目指すことを打ち出している。ふたつには「学修者本位の教育への転換」があり、「何を学び、身に付けることができたのか」「個人々の学修成果の可視化」「学習者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性」の修得を目指すと言明している。

### (3) 2021(令和3)年「教学マネジメント指針」

教学マネジメント指針とは、前述した「三つのポリシー」「グランドデザイン」が謳う学修者本位の教育の実現のため、大学がその教育目的を達成するために行う管理運営の指針である<sup>4)</sup>。大学の内部質保証の確立に密接にかかわる重要な営みで、「供給者目線」から「学修者目線」への転換を求めている。その指針とは、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組むつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントをシステムとして確立した大学運営の在り方を示すことにある。本指針の参照が最も強く望まれるのは学長・副学長や学部長等としている。

これらからいえることは、組織構成員の一員として考慮すべきは本学の指針である「三つのポリシー」の実現を具体的な教育実践として落とし込むための所属分野としての方向性の共有と合意であり、また組織管理者に対する意見のボトムアップや管理のあり方に対して建設的にフィードバックすることと考える。

## 3) 学士課程における看護基礎教育の特質：文部科学省「看護学教育の在り方に関する検討会」

看護学の高度な教育機関及び学術研究の中心機関であるという意味で、看護系大学には研究活動による看護サービス向上への貢献や国民が求める看護サービスを提供できる人材の輩出が求められている<sup>5)</sup>。日本看護系大学協議会は、看護学教育を担う社会的責任性という観点から、数次に亘り見解を取りまとめている<sup>6)</sup>。その中で、21世紀社会の国民ニーズを、高齢者や慢性疾患を持つ人のケアの充実、高度医療技術を受ける過程や人権尊重の実現、健康増進や予防などの諸側面から取り上げ、それに直接関わる看護の役割と看護学の人材育成の方向性を示した。求められる質の高いケアへの対応と期待される看護専門職像を示し、看護学の人材育成が向かうべき方向を描いている。これらは、今日の大学の教育活動の起点となっている。以下の特質は、各大学が教育課程の充実に取り組むとき、その方向性を示す極めて有効な捉え方であり、大学が教育の質や卒業生の質を社会に説明する上で大切な基盤と

なる(表1)。

表1 学士課程看護学教育の特質

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ① 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を享受する課程である。 |
| ② 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程である。        |
| ③ 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程である。         |
| ④ 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程である。       |
| ⑤ 教養教育が基盤に位置付けられている課程である。           |

## 2. 指定規則

(片川俊太郎, 泉澤真紀)

### 1) 指定規則改正のポイント (片川俊太郎)

#### (1) 改正の背景

2020(令和2)年10月、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(以下、指定規則)の一部を改正する省令が交付された<sup>7)</sup>(施行:2021(令和3)年4月)。指定規則は、看護職の国家試験受験資格を付与することができる、一定の水準を備えた学校及び養成所を指定する基準と手続きを定めている<sup>8)</sup>。今回の改正の背景には、「少子高齢化が一層進む中で、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステム構築の推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要」「医療・介護分野における人工知能(AI)やモノのインターネット(IoT)等ICTの導入が急速に進んでいる」「患者をはじめとする対象のケアを中心的に担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている」といった社会情勢の変化が存在している。その変化に対応しうる看護職を養成するために規則が見直された。

#### (2) 改正の概要

今回の改正によって、看護師養成課程の総単位数を97単位から102単位に拡充した(表2)。また、教育内容の区分について、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の区分を1つにまとめて「専門分野」とした。これは、教育内容として「看護の統合と実践」が創設されて約10年が経過し、その意義が浸透したこと、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」は必ずしもこの順で一方的に学ぶのではなく、教育の実態から双方向的に往来しながらの学習もあり得ることから、各養成所が教育理念や目標に合わせてカリキュラムを編成しやすくなるようにするためである。

表2 指定規則における看護師課程の改正点

分野	教育内容	単位数
基礎	科学的思考の基盤	14(+1)
	人間と生活・社会の理解	
専門	人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進	16(+1)
基礎	健康支援と社会保障制度	6
専門	基礎看護学	11(+1)
	地域・在宅看護論	6(+2)
	成人看護学	6
	老年看護学	4
	小児看護学	4
	母性看護学	4
	精神看護学	4
	看護の統合と実践	4
	臨地実習	23
	基礎看護学	3
	地域・在宅看護論	2
	成人看護学・老年看護学	4(成6老4から-6)
	小児看護学	2
	母性看護学	2
	精神看護学	2
	看護の統合と実践	2
合計		102(+5)

分野別に見ると、「基礎分野」は「科学的思考の基盤」「人間と生活・社会の理解」を13単位から14単位に拡充した。これは、ICTの発展により、看護基礎教育においてもICTを活用するための基礎的能力を養うことが重要であり、またコミュニケーション能力の更なる強化を必要とするためである。

「専門基礎分野」は、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」を15単位から16単位に拡充した。これは、解剖生理学や薬理学等を充実させ、臨床判断能力の基盤を強化するための講義・演習の充実を図る必要があるためである。

「専門分野」においては、まず、「基礎看護学」を10単位から11単位に拡充した。これは、臨床判断能力や倫理的判断・行動に必要な基礎的能力を養うための演習の強化を目指すためである。また、「地域・在宅看護論」を4単位から6単位に拡充し、さらに、「在宅看護論(旧)」から名称を改めるとともに、規定順を基礎看護学の次に変更した。これは、対象者及び対象者の療養の場の拡大を踏まえたものである。そして、「専門分野」の臨地実習においては、「成人看護学」「老年看護学」がそれぞれ6単位と4単位であったものを、合計4単位に縮小した。加えて、臨地実習について、総単位数の23単位から各教育内容の最低単位数の合計17単位を減じた6単位については、学校又は養成所が教育内容を問わず実習単位数を自由に設定することができることとした。

## 2) 小括

看護の対象の多様化に対応するために看護職個々人の能力の向上が求められている。そして、対象の多様化の大きな要因の一つが病と共に生き各地域で社会生活を営む人々の増加（≒療養の場の拡大）であり、そういった社会構造の変化に対応するために地域・在宅看護論は重要視されている。医療機関のみならずその場その場で、生活者としての対象を捉え生活支援者としての能力を発揮することが現代の看護職には求められていると言える。時代に合わせた柔軟な対応力と創造力を備えた人材の育成を目指して看護基礎教育を展開していくことが必要であると考えられる。

## 3) 指定規則改正を受けたカリキュラム編成の工夫

(泉澤真紀)

指定規則改正を受け、2021（令和3）年度より開始となった本学のカリキュラム編成、特に専門科目に位置付けられている基礎看護学の変更の特徴を述べる。

まず、改正指定規則では、臨床判断能力の基盤を強化するための講義・演習の充実を図るために、基礎看護学全体が1単位増加になり11単位とされた。それを受け本学では、基礎看護学として臨床判断能力の基盤強化に向け、これまでの『看護ヘルスアセスメント論』（2単位）を、『フィジカルアセスメント論』（1単位）と『看護ヘルスアセスメント論』（1単位）に分け、前者を基礎看護学科目として、後者を領域横断科目に位置付けた。アセスメント力強化に向け、特に難易度が高い心理社会的アセスメントは、各領域の専門性の知識を活用しながら、臨床判断能力強化と共に、総合的なアセスメント能力の充実を図った。一方、倫理的判断能力や行動に必要な基礎能力を養う観点からは、看護の統合と実践分野に配置されていた『看護倫理Ⅰ』（1単位）と『看護倫理Ⅱ』（1単位）を、臨地を経験できていない1年次から3年次に配置し、基礎看護学領域で受け持つ『看護倫理』（1単位）とした。これにより臨地実習の経験を経て倫理的な思考や判断の充実を図るように配置した。また不足される倫理的内容は、専門基礎科目『生命倫理』に分散させ、『哲学』『倫理学』に積み上げる形で、『生命倫理』『看護倫理』と順序性をもち配置した。それにより専門職の価値を備え倫理的に思考し判断できる看護師の育成を目指した。

次に看護基礎教育におけるICT活用の重要性への言及である。授業・演習では、学生と教員とのインタラクティブな対話重視の観点から、対面授業（演習）を基本にしている。併せて、学習者の思考力やコンビ

テンシーを充実させるため積極的なICT導入を目指している。事前・授業（演習）・事後学習をシームレスにつなぐ工夫、時間内で賄えない授業内容等の録音動画再生、さらにレポートの提出、アンケート調査などにタブレットやスマートフォン等のデバイスを活用しつつ、自宅学習の効果を図り学習効率をあげる工夫を行っている。ICTの活用によって学習形態の幅が広がり、「覚える学習」を「わかる学び」へ、学生同士の共同作業や、気づきや感性を拾い上げデブリーフィングと共にポジティブな学生の自己効力感を高める授業展開ができていく。このようなシミュレーション教育は、臨床で患者の権利が重要視され今般学生の学習体験が狭められている中で、現場に近い学びができるため看護教育において有効であると考えている。看護の臨床で適用可能な技術や思考力の育成が留まることのないように、臨床で起きうる現象を取り出して教材化しリアルに再現しつつ、学習者がその経験の振り返りとディスカッションを通して、看護師としての専門的な知識・技術・態度を統合的に実践できる環境の整備、すなわち「わかる学び」からさらに「できる学び」への転換を推し進められると考えている。

さらに、基礎看護学に配置されている3単位の臨地実習にも特徴がある。これまで『基礎看護学実習Ⅰ』（1単位）と『基礎看護学実習Ⅱ』（2単位）で構成されていた実習を再編し、特に前者を『地域体験実習』（1単位）とし領域横断科目として設定した。これまでの実習は、患者を対象とした病院が主となる実習施設であった。しかしながら、少子高齢社会を背景にこれからの地域共生社会を見据え、「医療モデル」から「生活モデル」への発想転換がこれまで以上に要求されている。地域包括ケアシステムへの参画とともに、看護の対象を“暮らしの中にいる人”とリフレーミングできる教育を目指す。

## ま と め

(谷川千佳子)

看護学士教育に関わる高等教育行政の施策と関係諸機関による提言の概観を通して、学生には教員から「教わる」のではなく自ら「学ぶ」姿勢が、教員には「教える」のではなく学生に「学ばせる」教育臨床への変容が要請されていると改めて分かった。看護学士教育の特質は、クリティカルシンキング力、創造的思考力の醸成、研究や臨床で求められる科学的探究のできる人材の育成と情報収集力、対人関係形成力及び看護

職者としての高い倫理観の涵養、職業アイデンティティ確立の促進にある。所属組織・地域の特徴を反映した教授活動が求められるといえる。それには教員個々の経験主義的な教育手法や先行研究からのエビデンスのみを強調した教育からの脱却が欠かせない。と同時に何をすれば「学ばせた」ことになるのか常に再考し、「覚える学習」を「わかる学び」へ、「わかる学び」からさらに「できる学び」への転換を推進する方策を考え続ける必要がある。これらの課題の明確化は教学マネジメントを通じて、これまでどのように教育実践のための組織を編成してきたか、教育方法や内容は要請に応じられるものであるか、いかに発展させられるか等の視座から自律的にカリキュラムを自己点検することによって導くことができよう。

## 引用文献

- 1) 厚生労働省：看護基礎教育検討会報告書，2019。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000557411.pdf>  
(2023.08.30 閲覧)
- 2) 文部科学省中央教育審議会：三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン（骨子の素案），2015。[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/attach/1365326.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/attach/1365326.htm) (2023.08.30 閲覧)
- 3) 文部科学省中央教育審議会：2040年に向けた高等教育のグランドデザイン，2018。[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm) (2023.08.30 閲覧)
- 4) 文部科学省中央教育審議会大学分科会：教学マネジメント指針，2020。[https://www.mext.go.jp/content/20200206-mxt\\_daigaku03-000004749\\_001r.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200206-mxt_daigaku03-000004749_001r.pdf) (2023.08.30 閲覧)
- 5) 文部科学省看護学教育の在り方に関する検討会：Ⅱ到達目標を示すにあたっての学士課程における看護学教育の特質，2004。[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/01815/siryu/04013001/002/003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/01815/siryu/04013001/002/003.htm) (2023.08.30 閲覧)
- 6) 日本看護系大学協議会：21世紀に向けての看護職の教育に関する声明，日本看護系大学協議会誌，1999。<https://www.janpu.or.jp/umin/kenkai/seimei.html> (2023.08.30 閲覧)
- 7) 一般社団法人全国訪問看護事業協会：保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について，2020。<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/tuuti915-1.pdf> (2023.10.04 閲覧)
- 8) 文部科学省：大学・短期大学に適用される指定規則大綱化の必要性，1995。[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/031/toushin/07092515/003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/031/toushin/07092515/003.htm) (2023.12.27 閲覧)